

食 品 安 全 委 員 会 第 226 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 2 月 14 日（木） 14:00～15:45

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（１）食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに
必要でないときについて（照会）

・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）

第 2 条第 3 項の規定による飼料添加物のうち、我が国で飼料添加物として現時
点で使用されておらず、今後の使用も見込まれないものについて、飼料添加物
の指定の取消しに伴い同法第 3 条第 1 項の規定による基準若しくは規格を改正
し、又は廃止しようとする場合。

（農林水産省からの説明）

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関か
らの説明について

・添加物 3 品目

① 2, 3 - ジメチルピラジン ② 2, 5 - ジメチルピラジン

③ 2, 6 - ジメチルピラジン

（厚生労働省からの説明）

・農薬 4 品目（③及び④はポジティブリスト制度関連）

① フェンブコナゾール ② フロニカミド ③ アセタミプリド

④ メタミドホス

（厚生労働省からの説明）

・動物用医薬品 3 品目

① d1-クロプロステノール

（厚生労働省からの説明）

② 豚サーコウイルス（2 型）感染症不活化ワクチン

（油性アジュバント加懸濁用液）（サーコバック）

③塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）

（農林水産省からの説明）

・飼料添加物関連

「アスタキサンチン、カンタキサンチン、酢酸 d1- α -トコフェロールの製剤の賦形物質とするリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」

（農林水産省からの説明）

（３）企画専門調査会における審議状況について

・「平成 20 年度食品安全委員会運営計画」（案）に関する意見の募集について

（４）化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について

・清涼飲料水関連 7 品目に関する意見・情報の募集について

① 1,1,1-トリクロロエタン ② 1,1,2-トリクロロエタン

③ メチル-*t*-ブチルエーテル ④ ホルムアルデヒド ⑤ 亜塩素酸

⑥ 二酸化塩素 ⑦ 銅

（５）食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 19 年度評価依頼予定物質について

（厚生労働省からの報告）

（６）食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップについて（報告）

（７）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 1 月分）について

（８）その他

4. 出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 國枝基準審査課長

農林水産省 境畜水産安全管理課長

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
- 資料 2－1 食品健康影響評価について
- 資料 2－2 2, 3－ジメチルピラジン、2, 5－ジメチルピラジン、2, 6－ジメチルピラジンの添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について
- 資料 2－3 「フェンブコナゾール」、「フロニカミド」及び「d1－クロプロステノール」の食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2－4 「アセタミプリド」及び「メタミドホス」の食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2－5 製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について
- 資料 2－6 アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸 d1－ α －トコフェロールの基準及び規格の変更に関する食品健康影響評価の意見聴取について
- 資料 3 平成 20 年度食品安全委員会運営計画（案）について
- 資料 4－1 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について＜1, 1, 1－トリクロロエタン＞
- 資料 4－2 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について＜1, 1, 2－トリクロロエタン＞
- 資料 4－3 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について＜メチルー t－ブチルエーテル＞
- 資料 4－4 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について＜ホルムアルデヒド＞
- 資料 4－5 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について＜亜塩素酸＞
- 資料 4－6 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について＜二酸化塩素＞
- 資料 4－7 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について＜銅＞
- 資料 5 平成 19 年度食品健康影響評価依頼予定物質について
- 資料 6 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップについて
- 資料 7 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 1 年分）について

追加資料 食品による薬物中毒事案について

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 226 回会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。また、厚生労働省から國枝基準審査課長、農林水産省から境畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます食品安全委員会第 226 回会合議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は全部で 19 点ございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 が「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）」。

資料 2－1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として資料 2－2 から資料 2－6。

資料 3 が「平成 20 年度食品安全委員会運営計画（案）について」。

資料 4－1 から資料 4－7 が「化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について」。

資料 5 が「平成 19 年度食品健康影響評価依頼予定物質について」。

資料 6 が「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップについて」。

資料 7 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 20 年 1 月分）について」。

追加資料として「食品による薬物中毒事案について」が 1 部ございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。

最初に「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）」でございます。資料 1－1 にありますとおり、2 月 8 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた飼料添加物の基準若しくは規格を改正し、又は廃止しようとする場合について、農林水産省から照会がございました。農林水産省の境畜水産安全管理課長から説明があります。よろしくお願いいたします。

○境畜水産安全管理課長 それでは、資料 1 に基づきまして御説明をさせていただきます。

諮問の照会の文章につきましては、今、委員長から御紹介いただきましたので省略させていただきます。裏のページの御説明をさせていただきます。

1 に、飼料添加物の指定、又は取消しの際には、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づきまして、食品安全委員会の意見を聴いた上で行うこととされております。

2 に、これまで過去に飼料添加物に係る食品健康影響評価が必要とされなかった事例が書いてございます。平成 15 年 12 月に、飼料添加物として指定されている抗菌性物質について評価をお願いしておりますけれども、そのうち、我が国で飼料添加物として現時点で使用されておらず、今後の使用も見込まれないものにつきましては、指定の取消しに伴い飼料安全法第 3 条第 1 項の規定による基準若しくは規格を改正し、又は廃止をする場合は、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するかについて照会しましたところ、食品安全委員会からは、該当する旨の回答を得ております。

3 に、今回、飼料添加物バチルスセレウス（その 1）、その 1 というのはその 2 という製剤がもう一つございますが、その 1 につきまして、平成 14 年以降、輸入、販売されておりませんで、今後も流通、使用の見込みがないということが確認されております。昨年 12 月に農業資材審議会からは、当該飼料添加物指定を取消し、これに係る基準・規格を廃止することは適当である旨の答申を得ております。

したがいまして、抗菌性飼料添加物のみならず、いかなる飼料添加物につきましても、指定を取消し、これに係る基準若しくは規格を改正し、また、廃止しようとする場合は、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められるかについて御意見をお伺いするものでございます。

説明は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、ただ今の農林水産省からの説明を聞いた限りにおいては、本件は我が国で飼料添加物として現時点では使用されておらず、今後の使用も見込まれないものについて、飼料添加物の指定を取り消す場合であることから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えら

れますが、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長　ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議事「（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」及び議事「（５）食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 19 年度評価依頼予定物質について」でございます。

議事（２）につきましては、資料 2－1 にありますとおり、厚生労働大臣から 2 月 7 日付けで添加物 3 品目、2 月 12 日付けで農薬 4 品目、動物用医薬品 1 品目、厚生労働大臣及び農林水産大臣から 2 月 12 日付けで動物用医薬品 2 品目、農林水産大臣から 2 月 8 日付けで飼料添加物関連である賦形物質について食品健康影響評価の要請がありました。

議事（５）については、議事（２）に関連してポジティブリスト制度の導入に係る平成 19 年度食品健康影響評価依頼予定物質が変更されるとのことですので、厚生労働省から併せて報告していただきたいと思います。

まず最初に、添加物 3 品目、農薬 4 品目、動物用医薬品 1 品目及び評価依頼予定物質の変更について、厚生労働省の國枝基準審査課長から説明があります。よろしく願いいたします。

○國枝基準審査課長　厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。

それでは、資料 2－2、資料 2－3、資料 2－4、資料 5 に基づきまして、御説明をしたいと思います。

まず資料 2－2、添加物でございますけれども「2，3－ジメチルピラジン、2，5－ジメチルピラジン、2，6－ジメチルピラジンの添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」でございます。

「1. 経緯」としましては、厚生労働省では平成 14 年 7 月の薬事・食品衛生審議会における了承事項ということで、FAO/WHO の合同食品添加物専門家会議で国際的に安全性の評価が終了して、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、米国あるいは EU 諸国などで使用が広く認められているものについては、企業からの申請を待たずに個別品目について国自らがこういった指定に向けての検討を開始する方針というのを示しているところでございます。

今般、この条件に該当する成分ということで、これら 3 つの品目についての評価資料がまとまりましたので、食品安全基本法に基づきまして、食品安全委員会の方に食品健康影

響評価を依頼するものでございます。

2, 3-ジメチルピラジン外3品目につきましては、アスパラガス、生の落花生、緑茶などの食品に存在をしております、また、牛肉、豚肉、エビ、ポテトなどの加熱調理及びコーヒー、カカオなどの焙煎により生成する成分でございます。

欧米においては、焼き菓子、アイスクリーム、清涼飲料、肉製品などの加工食品に風味向上剤ということで用いられているものでございます。

「3. 今後の方向」ということでございますが、食品安全委員会での御評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会において、これら2, 3-ジメチルピラジン、2, 5-ジメチルピラジン、2, 6-ジメチルピラジンについて添加物の指定の可否、それから規格基準の設定について検討することとしております。

引き続きまして、農薬及び動物用医薬品の残留に関連するものということで、まず資料2-3を御覧いただきたいと思います。

「フェンブコナゾール」、「フロニカミド」、「d1-クロプロステノール」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価でございます。

「フェンブコナゾール」及び「フロニカミド」につきましては、本年1月30日に農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところでございます。

また、動物用医薬品の「d1-クロプロステノール」でございますけれども、これについては本年2月12日付けで農林水産大臣より動物用医薬品の使用基準の設定に係る意見聴取がなされたところでございます。

食品中の残留基準の検討を開始するに当たり、食品安全基本法の第24条第1項に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

まず「(1) フェンブコナゾール」でございます。本薬は殺菌剤ということで、菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成阻害ということで、菌類の生育を阻害すると考えられているものでございます。現在、リンゴとか桃などに登録がございまして、食品衛生法に基づく残留基準が設定されています。今回、てんさいへの適用拡大申請がなされているものでございます。

国際的にはJMPRにおける毒性評価ではADIとして0.03mg/kg体重/日と設定されており、国際基準がバナナあるいは大麦などに設定されております。

本品目については既に食品安全委員会での御評価をいただいております、厚生労働省からは平成18年2月27日、それから7月18日付けということで、当初は1項諮問、後で

は２項諮問で食品健康影響評価の依頼をしているものでございます。これについては平成 19 年 4 月 26 日に ADI を示されたものが評価結果ということで通知されておりました、これに基づきまして、昨年 12 月 12 日付けで基準が設定されているものでございます。

「（２）フロニカミド」でございます。本薬は殺虫剤ということで、アブラムシ類あるいはコナジラミ類などの吸汁害虫の吸汁行動を阻害することによって殺虫効果をもたらすものでございます。現在、ナスとかキュウリなどに登録がございまして、食品衛生法に基づく残留基準が設定されています。今回はスイカ、ブドウなどへの適用拡大申請がなされています。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

これについても食品安全委員会の御評価をいただいております、平成 16 年 10 月 29 日に厚労省の方から食品健康影響評価を依頼しております、平成 18 年 1 月 19 日に ADI を示した形のものが私どもの方に通知されております。これに基づきまして、平成 18 年 10 月 6 日付けで基準値を設定しているところでございます。

「（３）d1-クロプロステノール」でございます。これは動物用医薬品ですが、本薬は繁殖用薬ということで、牛の性周期の同調及び豚の分娩誘発等を目的して、既に承認されているものでございます。作用機序としてはプロスタグランジン F₂ α 合成類縁体で、この作用によるということでございます。

国際的には、JECFA による毒性評価はなされておられません。

今回、農林水産大臣からは使用基準の設定、使用禁止期間の再検討ということで、現在、食用に供するために、搾乳する前に 24 時間の使用禁止期間を設けておりますが、12 時間に短縮するというものでございます。

これら農薬 2 品目、動物用薬 1 品目については、食品健康影響評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会の方で農薬等の食品中の残留基準値の設定等について検討するようという事としております。

次に、資料 2-4 でございます。「アセタミプリド」、「メタミドホス」の食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価でございます。

これらの 2 品目につきましては、一昨年の 5 月 29 日から施行されましたポジティブリスト導入の際に暫定基準が設定をされておるということで、この度、評価に必要な資料が収集されたということで、食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

「（１）アセタミプリド」でございます。本薬は、そこでは殺菌剤と書いてございますが、大変恐縮なんですが間違いでございまして、殺虫剤でございます。作用機序としては昆虫神経のシナプス後膜に存在するアセチルコリン受容体へのアゴニスト作用により作用するものと考えられているものでございます。ポジティブリスト制度の導入に際しましては、農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準（米国及び豪州）を参考に新たな基準を設定したものでございます。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

本品目については、後ほど御説明いたします今年度の依頼計画に載っておりませんが「食の安全ダイヤル」などで御意見を頂いておりまして、これに関連して資料の収集を進めていたところ、評価に必要な資料が収集できたということで、今回、依頼をするものでございます。

「（２）メタミドホス」でございます。本薬は殺虫剤・ダニ駆除剤ということでございまして、作用機序としましては、アセチルコリンエステラーゼを阻害することにより作用すると考えられているものでございます。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、国際基準及び海外基準ということで米国、豪州、カナダ、EU 及びニュージーランドを参考に、新たな基準が設定されております。

国際的には JMPR における毒性評価で、メタミドホスに対する許容一日摂取量（ADI）として 0.004mg/kg 体重/日と設定されておりました、国際基準がアーティチョーク、キャベツなどに設定されているものでございます。

本品目については、今回中国産のギョウザに係る食中毒の原因農薬とされているものでございます。先ほどアセタミプリドについてもお話ししましたが、今年度の依頼計画には入っておりませんでしたが、確か今年度の依頼計画の御説明をしたとき、委員の方から御指示もありましたように、いろいろな点で問題があったようなものは早めに依頼をするようにということがございましたので、食品安全委員会の事務局とも相談をして資料の収集を進めておりました。評価に必要な資料収集ができましたので、今回、お願いをするものでございます。

これら２品目については御評価をいただいた後、基準についての設定を行うことにしております。

なお、メタミドホスの関係については現在、暫定基準ということで、海外の基準あるいはコーデックスなどを参考にしまして、低いものは 0.01ppm、高いものではその他野菜と

いうことで、これはコーデックスでてんさいに定められていたものを参考にしたものでございますけれども、30ppm というものがあります。今回、食品安全委員会の方で御評価をいただいた後は、この評価に基づいて、残留基準を、できるだけ早く適切なものに変えていきたいと考えております。

以上でございます。

あと資料5になりますが、これは先ほど御説明いたしましたように、平成19年度の食品健康影響評価の依頼予定物質ということでございますが、今回、2物質追加をしたということで追加の物質名が記載されております。

「別添2」になります。12番目でございますが、ここに「追加」ということでアセタミプリド。それから、めくっていただきまして番号で言いますと223番になりますが「追加」ということでメタミドホスを追加させていただくことになります。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

○畑江委員 ちょっと伺ってもよろしいでしょうか。

メタミドホスは、今、すごく注目されているんですけども、これは今まで日本では農薬登録がなくて農薬としては使用禁止でしたね。それが、今、メタミドホスのADIを決めるとするのはなぜかということと、こうすると、消費者はメタミドホスを農薬として、今後使われるようになるのではないかと不安になると思うんです。

○國枝基準審査課長 まず、メタミドホスについては我が国では農薬登録がございません。

今回、なぜメタミドホスについての食品健康影響評価の依頼をしたかということについては、一昨年の5月29日にポジティブリストということで、実際には758の農薬等に一挙に残留基準値が設定され、それについて計画的に食品健康影響評価を依頼することになりました。それで、一応5年ということで各年度ごとに依頼計画をつくることとされました。その際にも、委員の先生方からはやはり優先順位を付けて、もし問題があるようなものは早めにやるようにというお話もございましたので、漫然とその計画にのっとってやるということではなくて、資料が収集できれば早めにやるということとしておりました。今回の件については食品安全委員会の事務局にも相談して、問題が起きた時点でできるだけ、いずれにせよ早めに資料を収集をしようということで作業を進めていたもので、早めに収集ができたということで今回お願いさせていただいたものです。

それから今回依頼をすることで、消費者に対してメタミドホスを逆に日本で認めるのかというような誤解を起こすのではないかという御質問ですけれども、これについてはそういうことではなくて、まさに今、日本ではポジティブリストという形でしっかり守られているわけですが、そうは言っても、実は一昨年の5月29日に一挙に残留基準をつくっておりますので、その際には海外の基準とかを参考にして、暫定的に基準をつくっておりますので、そういったものについてはやはり問題が起きれば、できるだけ速やかに見直しをして、それが適切であったかどうかということを確認するのが重要だろうということで、食品安全委員会の事務局とも話し合いをして、今回依頼をすることとなりました。

○畑江委員　つまり、日本では使わないけれども輸入されたものの中に残っている可能性があるから、それで暫定基準、ADIを決める。そういうことと思えばいいんですか。

○國枝基準審査課長　そうですね。今のところは少なくとも農薬登録はございませんので、海外から来るもの。あと、国内でアセフェートというものが登録にございまして、これの分解物という形で少しみたいですけれどもメタミドホスが残る。そういう意味で言うと、国内でも登録があるアセフェートの分解物という観点と、今は日本では登録がございませんが、海外から入るメタミドホスの両方を見ながら基準の見直しを行うということになります。

○野村委員　しつこいようで恐縮ですが、要は今回評価をしようとしまいと従来とそんなに、つまり登録がなければ日本では使われないし、使ってはいけないということは従来と変わらないと、こういう理解でよろしいんですね。

○國枝基準審査課長　そういうことでございます。

○見上委員長　外に何かございますか。

先生、どうぞ。

○廣瀬委員　メタミドホスを中心とした残留基準値について1つお伺いします。メタミドホスについてはポジティブリストの導入以前の食品衛生法で19品目、ポジティブリスト導入に際して141品目について暫定の残留基準が設定されているということですが、実際に残留基準のリストを見ると、小麦、大麦、ライ麦、こういう個々の品目は1つ1品目と数えてまったく問題はないと思うんですが、穀物の一番下のところに「その他の穀物」、その下にいろいろ豆類が書いてありまして、豆類の下に「その他の豆類」。野菜類がずっとあるんですけれども、野菜類の一番下に「その他の野菜」というような表現があるんです。こういうその他のものについては、これは1品目に数えるんでしょうか。

○國枝基準審査課長　その他の野菜というのは、ここに計上されている野菜で整理されて

いなかったものということでございます。ざっと 250 種類ぐらいのものがこの中に入っているということでございまして、いろんな種類があるんですけども、例えばアケビとかウド、クワイ、ゼンマイという、いろいろなものが入っていると認識しております。

○廣瀬委員 そうしますと、141 品目と、食品衛生法で設置されている 19 品目で言うと大体 160 ぐらいになるんですが、この 160 というのはあくまでも大体ということで、実際問題としてはほとんどの野菜が入ってくるというようなことになるわけですか。

○國枝基準審査課長 入ってくるというのはどういうことですか。設定されているということですか。

○廣瀬委員 そうです。

○國枝基準審査課長 今のところはそういう形になっておりますが、これについても先ほども言いましたように海外の基準等を参考にして、あるいは国内ではアセフェートなどで設定されていましてそういうものでできているわけですけども、今回、もう一度、そういったものについての実際の基準あるいは残留基準のデータを参考に見直しをするということになります。

○廣瀬委員 表現の仕方として、その他の野菜あるいはその他のウリ科野菜、その他のナス科野菜、こういうものをそれぞれ 1 品目とするのは矛盾しているような気がしたので質問しました。

それから、先ほどのその他の野菜の残留基準が 30ppm ということですが、30ppm というのは、例えば 30ppm のメタミドホスが残っている食品を 10g 食べたとして、ADI を超えてくるような量になると思うんです。先ほどてんさいが主だというようなことをおっしゃいましたけれども、その他の野菜 250 品目も入っていると、その中で 30ppm 含まれているようなものがある場合にはすぐに ADI を超してしまうのではないかという懸念があるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○國枝基準審査課長 その他の野菜は、通常食品安全委員会の方で ADI を設定されますと、厚生労働省の方では、残留基準を設定する場合にフードファクターということで、大体 1 日どれぐらいの対象となる食品を食べるかという数値に、設定しようと思う残留基準の量と掛け合わせたものを全部足し合わせる。これはある意味で言うと過剰に見積もっているもので、もしそれが ADI を超えてしまう場合、ADI と言っても実際には水とか大気の方がありますので通常は 8 掛けで見えていますけれども、それを一応上限という形にします。そういったもので超えてしまった場合には、残留試験ということで農作物に農薬を定められた用法で使用了場合に、残留する量の最大値をもって計算する形にしております。ただ

し、実際にはこれでも相当過剰に見積もっていますので、それでも ADI を超えた場合には、加工・調理などの減少を見ながら計算をする形になります。

その他の野菜の 30ppm の件については、先ほども言いましたように二百数十の、野菜について設定されたもので、仮に 30ppm と言ってもすべてが 30ppm になるということはありません。また、その他ということで食品の食べる量としてはそれほど多くないというふうに思います。それから、現実的には調理をするということで、洗ったりとかあるいは加熱するということがございますので、それほど問題はないとは思いますが、いずれにせよ、こういったものについてもやはりきっちり見直しをする必要があるということをお願いしたものでございます。

ちなみに、私ども実際、農薬がどれぐらいいつも体の中に入っているかというのは毎年調査をしております、メタミドホスについても調査をしております。非常に微量であるということを確認しております。平均の 1 日摂取量としてはメタミドホスは 1.37 から 3.72 μ g。これはいろいろな農薬について 1 日の摂取量の調査をしたときでございます、平成 3 年から平成 14 年度の結果ですけれども、これを今 JMPR とかあるいは日本で定めた ADI 比で見ますと 0.69 から 1.86% という結果が出ております。

○見上委員長 よろしいですか。

○廣瀬委員 分かりました。

○見上委員長 外に何かございますか。

○本間委員 ただ今の委員の質問に続く形になりますけれども、結局数とすれば、全体で評価すべき農薬の数が 750 ぐらいあるということは変わらないことですね。

○國枝基準審査課長 暫定基準と定めたものは 758 で、トータルは確か 799 です。今はそれに追加されていて 811 ございます。農薬は国内で登録が認められているのはもう少し少ないですけれども、いわゆる基準として海外から入ってくるのを含めて定めているものとしては、今 811 ございます。

○本間委員 そうすると、委員会は今も非常にスピードを上げて評価しているわけですが、今と、それから 4 年目、5 年目ぐらいになると、今のスピードでいってもなかなかこなし切れない状況になりかねないような気がするんです。しかし、それで評価の基準というのが変わっているということは恐らくないはずですので、この辺の対価と言っはいけないかな。この辺は抜本的な 1 つの対処の仕方というのが必要になってくるような気がするんですけれども、その辺りはどうですか。

○國枝基準審査課長 今、手元にないんですが、確か前々々回ぐらいだったと思うんです

が、依頼計画の進捗状況が今年度 60 物質ぐらいしかないということでおしかりをいただいたんですけども、これについては、海外のものが 30 品目ぐらい、国内のが十数品目、今年度内に依頼することができるということで、これまでの 60 にこの 40 ぐらいを足すと大体 100 ぐらいが今年度依頼することができる。

他方、いわゆる 1 項諮問ということで適用拡大だとか新規のようなもので、これまで依頼したものが確か三十数品目ございますので、これを足すと全体では大体 140、150 ぐらいになると思います。シジミの問題とかもございまして、若干そういう意味で言うと、当初の依頼計画のペースから相当落ちているんですけども、これについては、来年度以降、適切な依頼計画に見直しをしていきたいと思っております。

品目数も大変多いですし、最初のうちは情報の収集も簡単ですけども、段々これから難しいものも出てきますので、そのところは食品安全委員会の事務局の方とも御相談しながら今後の計画については策定していきたいと思っております。

○本間委員 私、個人的な意見でありますけれども、問題のありそうなもののペースを上げてくるというのは、私はそれでいいのではないかという気がするんです。必ずしも上げてきた順ではなくて、やはり現場を御覧になっていて、そういう懸念の起こり得るかもしれない、あるいはそういう嗅覚で順序性もあって構わないかなと思っております。

○見上委員長 外にございますか。

小泉委員。

○小泉委員 1 つ、メタミドホス以外で資料 2－3 「(3) d1-クロプレステノール」というのを使用禁止期間 24 から 12 にする理由は何なんでしょうか。食品等の問題では全くないような気がします。

○國枝基準審査課長 これは恐らく休薬期間を短くすることでより現実的に調べてそれ以下に、特にこれはプロスタグランジン類ということもあるんでしょうけれども、非常に低く下がることが確認された。そうすると、結局より利用しやすくなるというか、生産者にとっては便利になるということで、そういう便利を考えたものと思われま。

その場合に、やはり休薬期間を変更するということになれば、当然、今の残留基準値、実際には今は設定されておられませんので一律基準の 0.01ppm が適用されておりますけれども、私どもの方からこの基準値の変更をしなくていいかどうかという御判断も併せていただくということになるということで、食品健康影響評価を依頼したものです。

○小泉委員 そういう意味ではないのですが、これは分娩誘発剤ですね。だから、産まれる前に投与するので、産まれるまでは投与してもそのままではないんでしょうか。そうい

う使い方ではないのですか。

○國枝基準審査課長 これは食用に供するための搾乳ということですから、お母さんの方でお乳を搾乳するときに、止めていたというのを早めに解除することができるということです。

○小泉委員 搾乳を止めてということですね。止めて分娩させる。

○國枝基準審査課長 そうということですね。現在は搾乳する1日前から止めていたものを半日止めればよいという形に変えようということです。

○小泉委員 それはよく分かるんですが、性周期の同調及び豚の分娩誘発を目的として使うのであれば、分娩誘発に少なくとも24時間以上は掛かるんだろうということで、短くする意味が分からなかったものですからお聞きしたんです。

○國枝基準審査課長 済みません。豚の方は対象ではなくて、牛の方の性周期の同調の方が、今回、対象ということです。

○小泉委員 もう一つはメタミドホスの問題なんですが、今回の問題につきましては中毒者が出ておりますね。かなり高濃度の曝露による中毒者が出ております。患者さんには非常にお気の毒なんですが、できれば中毒された方とか主治医の了解を得て、是非とも症状とか経過、血液データ、それからできればこの農薬の推定摂取量のデータを是非お示しいただきたいと思います。

今回の諮問で提供されるデータに入っているのかどうか分かりませんが、私どもがやるのは食品健康影響評価のヒトへの影響ですので、やはりヒトの知見を重視した評価を行っていきたいと思いますので、是非ともそういったデータを御提供いただければと思います。

と、言いますのは以前、平成15年だったと思いますが、アマメシバの時に入院中の血液データとか問診データをすべて提供されまして、非常に評価に役立ったことがございます。

そういった意味から、個人データがこういった中で評価のときに提供されるのであれば、非公開もやむを得ないという気もいたしますけれども、やはり正確で科学的知見に基づいて評価するということが重要ではないかと私は思います。

実は、この評価結果が私は医師の診断に役立つのではないかと思うんです。そう言いますのは、この一連の事件を見ていると、有機リン中毒ではないかと推定した医師はたくさんの中で兵庫県の医師1人だったんです。それと、一般消費者の方がちょっと食べてこれはおかしいと思う場合に、これは化学物質ではないかというような判断の材料にもなるのではないかと思いますので、是非ともこういった個人データではありますが、もちろん

名前とか性、年齢等を伏せてお示しいただければ、今後の予防にも役立つのではないかと思います。

もう一つ。これは私どもの食品安全委員会あるいは専門調査会の役割ですが、今回のメタミドホスというのは高濃度曝露では遅発性に多発性神経炎等が生じるということもあるので、評価に当たってはやはり動物実験では補えないようなところもあると思いますので、こういった患者さんのフォローアップも含めて評価するべきではないかと思っています。

以上です。

○國枝基準審査課長 貴重な御意見ありがとうございました。

○見上委員長 外にございますか。よろしいですか。

○廣瀬委員 念を押すために國枝さんをお願いしたいんですけども、先ほど優先順位について御発言がありましたけれども、今後とも評価に当たっては有機リン系のような毒性の強いものですとか、あるいは現在ブタクロール、ホルペット、キャプタン、ペントキサゾン、こういうものは発がん性があったり、遺伝毒性が否定できなかったりということで評価しておりますけれども、このような健康影響の懸念が高い物質について優先的に評価依頼をしていただきたいと思います。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

外にございませんか。よろしいですか。

それでは、添加物 3 品目につきましては添加物専門調査会において審議することとし、農薬 4 品目につきましては農薬専門調査会において審議することといたしまして、動物用医薬品 1 品目につきましては動物用医薬品専門調査会で審議することといたします。

また、厚生労働省におかれましてはポジティブリスト制度の導入に関する評価依頼について、今回の有機リン酸系物質のように、健康影響の懸念が高い物質の優先的な評価依頼については是非御検討をお願いいたします。

國枝さん、どうもありがとうございました。

次に、農林水産省の境畜水産安全管理課長から動物用医薬品 2 品目及び飼料添加物関連である賦形物質について説明をよろしくお願いいたします。

○境畜水産安全管理課長 それでは、資料 2－5 を御覧いただきたいと思います。

これは薬事法第 14 条に基づきます製造販売承認に当たり、御意見を聴取するものでございます。

まず 1 つ目が「1 豚サーコウイルス（2 型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバン

ト加懸濁用液）（サーコバック）」でございます。

このサーコウウイルスのワクチンにつきましては、既に別の製剤につきまして評価をさせていただいております。1月10日に答申を頂戴し、1月18日付けで薬事法上の承認をしております。それにつきましては直接子豚に接種するワクチンでございましたけれども、今日、御意見をお伺いしますのは母豚にワクチンをうつというものでございます。

「（１）主成分」につきましては、不活化 PK15 細胞培養豚サーコウウイルス 2 型 1010-25 株というものでございます。これは不活化ワクチンでございますけれども、これまで評価されたアジュバントではないポリソルベート 85 を含有しておりますので評価を依頼するものでございます。

「（２）対象動物」は豚でございます。

「（３）用法及び用量」につきましては、液状ワクチンとアジュバントのバイアルが分かれておりまして、液状ワクチン全量を、アジュバントバイアルに注入して混和します。それを豚の耳根部後方の頸部筋肉内に注射するというものでございます。対象豚につきましては産歴のある妊娠豚ということで、淘汰が予定されている最終分娩時及びその前の分娩時の妊娠豚を除くというもので、1回2mLを3から4週間隔で2回注射するというものでございます。ただし、2回目の注射につきましては分娩予定日の2から4週間前に行うというものです。

次回以降の繁殖時の補強注射につきましては、2mLを分娩予定日の2から4週間前に1回注射するというものでございます。

ここで括弧書きにされております接種対象豚のところ「淘汰が予定される最終分娩時及びその前の分娩時の妊娠豚を除く」ということでございますが、これは実際残留試験を行いましたところ、27週まで実際残留試験のデータを取っております。その際に、12頭中1頭に接種部位について恐らく膿瘍と見られるものが残っている。アジュバントが残留しているわけではないですけれども、1頭に膿瘍が見られたということで27週では出荷できないかもしれないということで、安全域を見て2回の分娩の時期を飛ばせば残留することはない。残留というか膿瘍が残ることはないということです。具体的には、接種後約47週328日間の休薬期間、出荷制限期間が担保されることになるということでございます。

「（４）効能又は効果」、母豚への投与後、子豚における受動免疫による豚サーコウウイルス2型感染に伴うリンパ組織における病変の軽減並びに豚サーコウウイルス2型に起因する斃死率及び臨床徴候の軽減でございます。

次に「２ 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）」でございま

す。

「（１）主成分」は塩酸ピルリマイシンでございます。このピルリマイシンにつきましては、既に当食品安全委員会で評価がなされておりまして、平成 17 年 3 月 10 日に答申をいただき、ADI も設定がされ、また、食品衛生法に基づきます MRL も設定されているものでございます。

「（２）対象動物」は牛でございます。

「（３）用法及び用量」につきましては、１日１回１分房当たり１容器を２日間注射するというものでございます。

「有効菌種」につきましては、感受性のあるブドウ球菌とレンサ球菌。

「適応症」は牛の泌乳期の乳房炎というものでございます。

使用禁止期間につきましてはここに書いておりませんが、牛につきましては 20 日間、牛乳につきましては 60 時間の使用禁止期間が設定される予定になっております。これにつきましては欧米諸国等 35 か国で動物用として承認がなされているというものでございます。

続きまして、資料 2－6 を御覧いただきたいと思います。これはアスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸 d1- α -トコフェロールの基準規格の変更に関する意見聴取でございます。

「１．経緯」でございますように、飼料添加物の指定とか基準規格の設定改正につきましては、食品安全委員会の御意見をお伺いすることになっております。

今般、３物質につきましては、その製剤の成分規格に賦形物質としまして追加するリグノスルホン酸カルシウム、リグノスルホン酸ナトリウムはエゾマツ、ハリモミ等の樹木から製造される粘結剤でございます。

この物質を含むアスタキサンチン等の３物質につきましては、農業資材審議会におきまして、既存の飼料添加物と同等の効果が得られることが確認されておりまして、成分規格等の改正を行うことは適当であるとの答申を得ております。

これを受けまして、食品安全委員会にアスタキサンチン等の成分規格等の変更に関する食品健康影響評価を意見聴取するものでございます。

「２．改正の概要」につきましては、その賦形物質をこれらの３物質の基準規格に追加するというものでございます。

御説明は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、動物用医薬品の2品目につきましては動物用医薬品専門調査会において審議することとし、飼料添加物である賦形物質につきましては、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。境課長、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(3) 企画専門調査会における審議状況について」でございます。平成20年度食品安全委員会運営計画につきましては、企画専門調査会から意見募集のための運営計画(案)が提出されております。事務局から説明願います。

○大久保総務課長 それでは、資料3に基づきまして御説明申し上げます。

1枚目に書いてございますように、平成20年度食品安全委員会の運営計画(案)につきましては、2月8日に開催いたしました企画専門調査会第23回会合で審議が行われました。その結果取りまとめられまして、表紙にございますように2月13日付けで企画専門調査会座長から委員長あてに報告という形で出ております。

1ページをお開きください。その右側でございますけれども、審議の経過がございます。先ほども言いましたように、2月8日の企画専門調査会で委員から活発な意見がございまして、その意見を踏まえまして一部修正を加えました。そして、13日付けで報告がございまして、本日、この会議で御審議いただきまして御了承いただければ、本日から3月14日までの30日間の意見募集に入りたいということでございます。

また、1ページをお開きいただきますと、計画(案)及び目次が出てまいります。

申し訳ございませんけれども、もう1ページめくっていただきまして、1ページ目でございます。「第1 平成20年度における委員会の運営の重点事項」から簡単に御説明申し上げます。

2に書いてございますように、食品安全委員会は平成20年7月に設立5周年を迎えるということで、これまでの委員会の活動全般について点検を行いまして、必要な見直し、改善を進めていきたいということが1つございます。さらに、国内外の食品安全に関わる関係者と交流を深めまして、また、我々の活動を国民に広く知っていただくということを目的に9月を目途に5周年記念事業を行いたい。この辺が平成20年度の大きな柱になっております。

3でございます。重点事項ということで幾つか黒ボツがございます。

第1番目は評価関係でございます。やはり評価案件が増大しておるということを踏まえまして、迅速かつ円滑なリスク評価を実施するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うなど審議体制の強化を図りたい。さらに、リスク管理機関と連携を密にしまして、審議の進め方についても改善を行っていきたいと考えております。また、ガイドラインにつきましても作成を進めるということでございます。

2つ目のボツでございます。食品健康影響評価技術研究につきましては、評価を実施する上で今後必要となります技術的課題に的確に対応した研究領域を設定して、公募を行っていききたい。さらに、中間評価なり事後評価を適切に実施していくということを考えております。

3つ目でございます。リスクコミュニケーションにつきましては、参加型の運営を目指す。さらに、理解度をより一層高めることができるように、効果的効率的な意見交換会を開催していききたいと考えております。私どもが事業を行っております指導者育成講座なりリスクコミュニケーターの育成講座の充実を図る。食品安全モニター事業との連携、こういうものを推進していききたいと考えております。

また、食品安全に関する広報につきましては、私どもいろいろな手段を通してやっていますが、やはり正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供してまいりたい。マスメディア関係者につきまして、食品安全に関する理解を深めるための取組というものを推進するとともに、ホームページの改善なども進めていききたいと考えております。

情報につきましては、リスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理、分析に努める。さらに、平成21年度から次期食品安全総合情報システムの構築にかかりますので、これの準備を進めていききたいと考えております。緊急事態を想定した訓練等も引き続き実施していききたいと考えております。

最後の黒ボツでございますけれども、国際協調につきましては外国政府機関や国際機関等と連携を強化するための取組というものを推進しますとともに、やはり私どもの評価結果の英訳なども広く発信していききたいというのが重点でございます。

「第2 委員会の運営全般」を書いてございます。これらにつきましては御説明を省略させていただきます。

3ページ「第3 食品健康影響評価の実施」ということで、1はリスク管理機関からの要請がございました案件の件でございます。これにつきましては先ほどの重点でも申し上げましたけれども、やはりリスク管理機関との間で事前、事後の連携を密にしていく。そ

の上で、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるように努めていきたいと考えております。

さらに、①以下、幾つか箇条書きがございます。①でございますように、平成 19 年度までに評価要請されました案件につきましては、4 ページの方に行きますけれども、幾つか例外事項がございますけれども、基本的には平成 20 年度中に評価を終了できるよう努力していきたいというのが大きな柱でございます。

2 にガイドラインの策定がございます。これにつきましては優先順位を定めて策定を進める。さらに、技術研究の成果を十分に活用していきたいと考えております。

3 は自ら評価の関係でございます。①に選定について書かれておりますが、この辺は昨年度と基本的に進め方は変わっておりません。ただ、なお書きにございますように、自ら評価に至らなかった案件につきましても、必要に応じまして、国民への情報提供なり情報収集の継続のような措置を講じていきたいと考えております。

②の自ら評価の実施につきましては、1 つは食中毒原因微生物に関する評価。これにつきましてはカンピロバクターから調査審議を進めてまいりたい。

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓の評価につきましてはプリオン専門調査会で調査を進めていきたい。

平成 19 年度自ら評価案件とされました食品中の鉛の案件につきましては、意見交換会等の結果も踏まえまして、委員会が自ら評価するかどうかを決定していただくことを考えております。

4 にモニタリング等について書かれております。これにつきましては、平成 20 年度につきましても基本的に 2 回調査を実施したいと考えております。その結果につきましては平成 20 年 9 月、平成 21 年 3 月ごろに委員会に報告させていただきたいと考えております。

5 の技術研究の関係でございます。これにつきましては①にございますように、先ほど重点でも申しましたけれども、やはり技術的な課題に的確に対応した研究領域を選定していく。

②にございますように、平成 19 年度から成果が出てまいります。それにつきましては事後評価を適切に実施する。さらに、その成果につきましては、研究成果報告会の開催などにより普及に努めるということを考えております。

③にございますように、研究中のものにつきましては、中間評価を実施する。研究費の適正な執行につきまして実地指導なども実施していきたいと考えております。

6 ページをお開きください。「第 4 リスクコミュニケーションの促進」がございます。

「1 意見交換会の開催」につきましては、やはり参加者の理解度をより一層高めることができるよう工夫を行うということで「具体的に」と書いてございますが、適切なテーマの設定を行う。計画段階において、テーマごとに適した対象者、開催方法、開催規模を十分検討する。さらに、事後評価を実施する。このようなことをやっていきたいと考えております。

「2 リスクコミュニケーション推進事業の実施」について、①にございますように、指導者育成講座あるいはファシリテーターの育成講座につきましては計画的な実施に努める。また、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

②平成20年度から新たにインタープリターの育成事業が始まります。これにつきましては、実施内容方法につきまして十分検討を行いまして、効果的な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

それでは、7ページ「4 食品安全モニターの活動」です。食品安全モニターは全国で470名委嘱しておりますが、これについては平成20年度も同様で行いたい。さらに、いろいろな報告を積極的に行っていただきたいということで、工夫なども凝らしていきたいと考えております。

「その他」に書いてございますように、食品安全モニターに「地域の指導者育成講座」への参加を促すなど、リスクコミュニケーション推進事業と連携を図ってまいりたいと考えております。

「5 情報の提供・相談等の実施」、やはり国民に対して、正確で分かりやすい情報を迅速、適切に提供するというので、その前提として国民の関心をつかむ。また、提供した情報の理解とか普及の状況なりその効果、この辺を適切に把握していく必要があるだろうと思っております。それを踏まえつつ、様々な媒体により積極的な情報提供を行ってきたいと考えております。ホームページ等についても、内容の充実、操作性の向上を図ってきたいと考えております。

8ページ「7 食育の推進への貢献」につきましては、従来から努めてまいっているところでございますが「特に」にございますように、子どもを対象としたリスクコミュニケーションを通じまして、子どもに対する食の安全についての啓発を更に積極的に進めたいと考えております。

「第5 緊急の事態への対処」でございます。

「1 緊急時対応訓練の実施」につきましては、リスク管理機関と合同訓練を実施いたしまして、連携の強化に努めてまいりたいと思っております。

また、「２ 緊急事態への対処体制の整備」の「また」以下にございますように、緊急時対応専門調査会におきまして、より早期の段階において適切に対処するための方策あるいは情報の収集、分析、提供の在り方、この辺の検討を進めてまいりたいと考えております。

第６の情報の収集、整理、活用につきましては、昨年度と大きく変わったところはありませんが、９ページの上の「また」に書いてございますように、平成２１年度からの次期システムの構築に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

「２ 国際協調の推進」につきましては「さらに」のところに書いてございますように、EFSA等外国政府機関、国際機関との連携を強化するための取組を推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、第７の調査関係でございます。食品安全確保総合調査につきましては、平成２０年度に実施する課題につきましては６月ごろまでに選定してまいりたい。しかしながら、いろいろ状況の変化もございますので、そのような変化に機動的に対応して選定する必要があるということで、この辺につきましては、随時、課題の選定を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それではただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、本件につきましては意見の募集手続に入ることといたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「（４）化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について」でございます。清涼飲料水関連である７品目につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料４－１から資料４－７に基づいて御説明いたします。

今回の７物質は、いずれも清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価につきまして、厚生労働省から平成１５年に依頼があったものでございます。この時点で、４８の物質につきまして同様の諮問がなされておりますが、そのうちの７つの物質でございます。いずれの物質につきましても汚染物質・化学物質専門調査会の合同ワーキンググループに

おきまして審議がなされ、化学物質・汚染物質専門調査会幹事会におきましても審議が行われまして、今回、評価書（案）が提出されたものでございます。

まず、資料４－１から資料４－４までの物質につきまして一括して御説明を申し上げたいと思います。トリクロロエタンから資料４－４のホルムアルデヒドでございますけれども、これらの物質につきましてはおおむね同様の評価が行われておりますので、まず評価の方法につきまして概略を御説明したいと思います。

資料４－１の５ページから御覧いただきたいと思います。まず「Ⅰ．評価対象物質の概要」にそれぞれの物質の概要。これは「６．構造式」であるとか「７．物理化学的性状」あるいは現行の規制でどのような規制が行われているかといった概要が示されております。

６ページ「Ⅱ．安全性に係る知見の概要」におきましては、まず「１．毒性に関する科学的知見」で「（１）体内動態」、「（２）実験動物等への影響」、１５ページ「（３）ヒトへの影響」、トリクロロエタンのようなものにつきましてはヒトでの疫学的な研究の報告も幾つかございますので、ヒトへの影響というものもまとめております。

１６ページ「２．国際機関等の評価」には、いずれの物質でもそうでございますけれども、IARCあるいはJECFA、WHO、１７ページにまいりますと米国のEPA、さらにはいずれの物質につきましても、水質基準で既に基準値というものが定められておりまして、そのときの評価の概要が記載されております。

１８ページ「３．暴露状況」につきましては、水質管理目標設定項目等基準化検討調査というものが実施されておりますけれども、平成１６年に行われた調査結果がデータとして提出をされておきまして、これらに基づいて評価が行われているということでございます。

資料４－１から資料４－４のいずれの物質につきましても、物質の遺伝毒性あるいは発がん性といったものを重点的に評価いたしまして、遺伝毒性、発がん性等についての評価を行った結果、いわゆるTDI値、耐容一日摂取量が設定できるかどうかを検討いたします。TDIを設定することが可能であると判断した場合には、他の毒性試験成績等も含めまして、最も低い影響量をもってTDIを定める、こういう評価のプロセスになっているところでございます。

逐次、個別の品目の評価の結果について御説明をしたいと思います。

資料４－１で申し上げますと、最終的な評価につきましては１９ページ「Ⅲ．食品健康影響評価」に記載がございます。まず、１，１，１－トリクロロエタンでございますけれども、これは遺伝毒性試験の評価結果、具体的に申し上げますと１３ページの表１０であるとか１５ページの表１１のところに表が記載されておりますけれども、ほとんどの遺伝毒性試験にお

いては陰性であったという結果でございます。また、発がん性につきましては一部、高用量群で肝細胞がんの増加を示すデータが得られたということでございますが、マウス試験でデータの信頼性といったところに問題があるということで、最終的な評価に値する資料として採用できないという判断をされております。

また、国際機関のうち IARC におきまして、グループ 3 という分類をされておきまして、ヒトに対する発がん性についても分類できないという評価になっている。こういう遺伝毒性あるいは発がん性の評価を総合的に判断いたしますと、1,1,1-トリクロロエタンに遺伝毒性を示す十分な証拠がなく、遺伝毒性発がん物質の可能性が低いと、TDI を設定することが可能であると判断したという専門調査会の結論となっております。

TDI の設定につきましては、21 ページの表 14 に各試験の NOAEL がお示しをしておりますけれども、この中でラットを用いた 13 週の混餌投与試験による腎臓の病変を基に、NOAEL である 600mg/kg 体重/日を根拠といたしまして、種差 10、個体差 10、亜急性毒性試験の 10 という不確実係数 1,000 で除した 600 μ g/kg 体重/日を TDI と設定した。こういう結論になっているものでございます。

なお、20 ページの一番下でございます「参考」というところで、既に水質管理目標値というものが定められておきまして、それとの比較考察がなされております。今回、求められました TDI と比較いたしまして、現状の水質管理目標値が大体 530 分の 1 というレベルに達しているということを、これは参考までにお示しをしているというものでございます。

続きまして、資料 4-2、1,1,2-トリクロロエタンでございます。このものにつきましても、先ほどのものとほぼ同様の評価がなされているものでございます。

最終的な評価結果につきましては、資料 4-2 の 17 ページ「III. 食品健康影響評価」に記載があるとおりでございます。ここに記載がございますけれども、1,1,2-トリクロロエタンにつきまして、まず遺伝毒性試験の評価が記載をされております。幾つかの試験成績におきまして陽性ということでございましたけれども、多くの試験で陰性という結果が出ているといったようなことから、最終的に現時点で遺伝毒性を示す十分な証拠はなく、遺伝毒性の可能性は低いと考えられたという遺伝毒性に係る評価が記載をされております。

また、発がん性試験の結果でございます。これにつきましても一部の試験におきまして肝細胞腫及び副腎褐色細胞腫の発生が認められたということでございますけれども、いずれも高用量での発生であるといったようなこと、あるいは遺伝毒性試験の成績からメカニズムとして遺伝毒性に起因するとは考え難いということで、遺伝毒性発がん物質の可能性は低いと考えられるという結論をいただいております。

このようなことから、1,1,2-トリクロロエタンにつきましても遺伝毒性を示す十分な証拠がなく、遺伝毒性発がん物質の可能性が低いため、TDIを設定することが可能であると判断をしたということになっております。

このものにつきましても19ページの表10に記載がございます各試験におけるNOAELのうち、最も低い用量で影響が認められた指標というのが、雌マウスを用いた90日間の飲水投与試験による血清生化学値の用量依存性の変化、それから免疫系への影響であったということで、これを根拠といたしまして、不確実係数1,000で除しました $3.9\mu\text{g/kg}$ 体重/日をTDIと設定した。こういう結論になっているものでございます。

資料4-3のメチルー α -ブチルエーテルでございます。

このものの調査会における評価の結果につきましては資料4-3の25ページに記載がございます。まず遺伝毒性でございますけれども、遺伝毒性につきましては多くの試験で陰性ということで遺伝毒性は認められなかったということになっております。

ただ、発がん性の試験につきましては8ページ以降に発がん性試験の結果が出ております。ラットの試験成績につきましては9ページの表3を御覧になるとお分かりのように、例えば雄で言いますと精巣の間細胞腫の増加であるとか、雌で言いますとリンパ腫及び白血病の増加が認められております。

マウスを用いた試験におきましては、肝細胞腺腫の発生率の増加というものが表4に記載されておりますが、認められております。

その他、ラットの試験は吸入暴露によるものでございますけれども、この場合でも、やはり3,000ppm以上のところで精巣間細胞腫の発生が増加をしている。こういった所見が得られているところでございます。

また、代謝物でございます α -ブチルアルコールにつきましても発がん性試験も実施されておきまして、マウスの試験におきましては甲状腺の濾胞細胞の腺腫の増加が認められているところでございます。

こういった動物試験の成績が出たということで、12ページ以降でございますけれども、それぞれの発がんの機序に関する研究の結果がまとめられております。精巣間細胞における腫瘍の作用機序であるとか腎臓に対する作用機序、あるいは肝臓に対する作用機序、それぞれ追加的に試験が実施されておきまして、それらの成績がまとめられているところでございます。

専門調査会におきましてもこの点は十分議論があったところでございますが、その評価の結論といたしましては25ページのところに記載がございます。発がん性試験では、ラッ

トの経口投与試験において、雄の精巣の間細胞腫あるいは雌のリンパ腫、白血病の増加が、吸入試験ではラット雄の精巣間細胞腫が認められているが、これらの腫瘍は当該ラットに自然発生する腫瘍であり、対照群の低値や生涯飼育観察結果による見かけ上の発生率増加であることが指摘されているということ、あるいはマウス雌に見られた肝細胞線種の発生率の増加といったことも種特異的反応である可能性が指摘されており、ヒトへの外挿性が低いと考えられる。

また、国際機関の IARC におきましても、メチル-tert-ブチルエーテルをグループ 3 と評価をしており、最終的には幾つかの発がん性試験において、発がん性が示唆されているものの、多くの遺伝毒性試験では陰性であるということから、遺伝毒性発がん物質の可能性は低いと判断をしたということになっております。

最終的な評価でございますけれども、その他の一般毒性試験におきましては特に明確な毒性というものが経口投与試験の成績の中で見出されなかったということで、ラットで観察されました精巣間細胞種及び白血病を含むリンパ腫を指標に評価がなされているところでございます。最終的にはこの NOAEL であります 143mg/kg 体重/日を採用いたしまして、種差 10、個体差 10、毒性の重篤性 10 というそれぞれの係数を掛けた 1,000 で除しました 143 μ g/kg 体重/日を TDI と設定をするという御評価をいただいているところでございます。

資料 4-4 のホルムアルデヒドでございます。ホルムアルデヒドにつきましては、先生方も既によく御存じのことであろうと思います。

23 ページの「III. 食品健康影響評価」のところに、調査会における評価の概略が記載をされております。ホルムアルデヒドは、多くの遺伝毒性試験において陽性が示されております。

発がん性については経口投与試験では一部の試験で発がん性が示されているが、多くの実験動物で発がん性は示されていない。

ただ、御案内のように吸入暴露試験の場合は鼻腔の扁平上皮がんの誘発が認められているということ、これはヒトにおけます疫学的な研究も幾つか評価がなされておりまして、IARC では上咽頭がんにつきましては十分因果関係があるという結論になっております。

白血病につきましては、職業暴露との因果関係は強いが十分ではないという結論になっております。

鼻腔がんにつきましては、鼻腔がん誘導に関する疫学的証拠が限られているという結論をしたということでございます。ヒトにおいても吸入暴露の状態でございますが、発がん性があるという評価になっているというものでございます。

そういったような試験成績ではございますが、調査会といたしましては 23 ページの上から 3 分の 1 ぐらいのところに 3 つほど記載がございますように、総合的に判断をすると閾値を設定するということが可能であろうという判断をしております。

その理由といたしまして、ホルムアルデヒドと発がん性の増加が示唆されているものの、吸入暴露のみであるということ。実験動物の経口暴露においては、一部で発がん性が示されているのみで、明確な証拠は得られていない。これが第 1 点。

第 2 点目といたしましては、低用量のホルムアルデヒドでございますけれども、これはヒトや動物で摂取されると急速に酸化されてギ酸になるといったようなもの。

3 つ目といたしまして、ホルムアルデヒドは、最初に接触する組織における影響というものが濃度に大きく依存するということ。

こういうことを総合的に判断をすると、高用量の経口投与における発がん性の可能性というものは否定できないが、通常閾値を設定するような低用量であれば、生体内挙動といったようなものも考慮した場合に、閾値を設定することが可能であるという評価になっているところでございます。

このようなことから、毒性学的な影響によって最も低い値というところで幾つかの試験成績が検討されておりますけれども、最終的にはラットを用いた 2 年間の飲水投与試験における摂餌量及び飲水量の低下、体重増加、胃粘膜壁の肥厚、雌の腎の比重量等の増加といったものを基に、この値を根拠といたしまして、種差 10、個体差 10、毒性の重篤性 10 という不確実係数 1,000 で除した $15 \mu\text{g/kg}$ 体重/日を TDI と設定した。こういう結論になっております。

次に、残りの資料 4－5 から資料 4－7 のものでございますが、これはいずれの物質につきましても、既に食品安全委員会で御評価いただいている物質を引用いたしまして評価がなされているものでございます。

まず資料 4－5 と資料 4－6 でございます。

亜塩素酸でございます。評価書の 5 ページの一番上のところを御覧いただきたいと思います。亜塩素酸の塩である亜塩素酸ナトリウムが食品添加物として既に食品健康影響評価を実施しております。当然、亜塩素酸イオンの評価を行っているということでございまして、いわゆる亜塩素酸自体も体内に取り込まれますとイオンとしての挙動を示すということで、亜塩素酸の食品健康影響評価につきましましては、基本的には亜塩素酸ナトリウムの食品健康影響評価の結果を適用できると考えられるということでございます。

したがいまして、結論といたしましては既に評価が行われている亜塩素酸ナトリウムの

評価結果と同じということで、6 ページに TDI が記載されておりますが、 $29 \mu\text{g/kg}$ 体重/日を TDI と設定するという結論になっているものでございます。

全く同様なものとして、資料 4－6 の二酸化塩素がございします。二酸化塩素も水溶液中で急速に加水分解をされまして、亜塩素酸のイオンを生成するというものでございします。

したがいまして、先ほどのものと同様に、このものにつきましても既に評価を実施しているものと同じということで、TDI につきましても $29 \mu\text{g/kg}$ 体重/日になっているところでございします。

最後の資料 4－7 の銅でございします。銅につきましても評価書の 5 ページに記載がされておりますように、食品添加物のグルコン酸銅が既に食品健康影響評価を終了しております。グルコン酸銅は体内におきましては、解離しまして銅イオンを生成するというものでございします。基本的には、まさに銅の食品健康影響評価と同一の評価を行っているということになるということでございまして、銅の食品健康影響評価につきましても、グルコン酸銅の評価結果をそのまま適用できるという結論が得られているものでございします。

なお、グルコン酸銅のときも同様でございしますけれども、銅につきましても UL、許容上限摂取量につきまして、今回の評価につきましては成人を対象としたものであるということで、乳幼児、小児は過剰に銅を摂取することがないように、適切な注意喚起が行われるべきであるということが、付帯的な意見として付けられているものでございします。

以上、概略を御説明いたしましたけれども、この 7 物質につきましては委員会終了から 3 月 14 日までの 30 日間、国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございします。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。2 月 8 日に開催された企画専門調査会において審議が行われた「(6) 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップについて(報告)」でございします。事務局から報告願います。

○大久保総務課長 それでは、資料 6 に基づきまして御説明申し上げます。

表紙に書いてございますが、今、委員長からございましたように、2月8日の結果につきまして企画専門調査会座長から委員長あてに2月13日付けで報告が来ております。

それでは、内容を簡単に御説明いたします。2枚めくっていただきまして、今回の取りまとめにつきましては平成19年1月1日から12月31日までの、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省、文部科学省の行いました基本的事項に沿った施策の実績を、具体的内容として記させていただいております。

それでは、ポイントのみ御説明を申し上げます。

まず「第1 食品健康影響評価の実施（法第11条関係）」でございますが、右側を見ていただきますと、最初の○でございますけれども、食品安全委員会は、平成19年、厚生労働省、農水省から253件の評価要請を受けております。そして、これらにつきましては専門調査会で御審議いただき、平成19年中に207案件につきまして評価結果を取りまとめて通知をしたという実績でございます。

2ページにまいりまして（6）が自ら評価案件でございます。これにつきましては右側に実績が書いてございますけれども、先ほどのものとも関係しますけれども、食中毒微生物によります自ら評価につきましては昨年6月に何から最初にやるかということで意見交換会を行いまして、カンピロバクターから調査を進めるという決定をしたところでございます。

3ページの上、②でございます。我が国に輸入される牛肉及び牛内臓の評価につきましては、昨年5月の委員会で自ら評価案件として決定いたしました。そして、括弧書きにありますように、14か国調査対象国を決めまして、8月に在外の日本大使館を経由しまして調査訓令を発出したというところでございます。

なお書きに書いてございますように、11月27日の企画専門調査会で、食品中の鉛の評価を自ら評価案件として委員会に報告するということが決定されたところでございます。

「2 自ら評価の定期的な点検」につきましては、2つの○を御覧ください。これは企画専門調査会で昨年、先ほど言いましたように鉛について自ら評価を決めましたけれども、その外の案件を括弧書きに書いてございますが、これらにつきましても情報提供等の措置を行うということできめ細かな対応を行うことを決定したところでございます。

4ページ「2 例外措置の具体的内容」。いわゆる評価を行わない場合というものでございます。（1）の右側でございます。平成19年度中に、ここの①から④の4件につきまして委員会において審議した結果、評価を行う必要がないと判断したところでございます。

（3）につきましては緊急を要する場合、あらかじめ評価を行ういとまがないときとい

うことですが、右側を見ていただきますと、4月と11月の委員会におきまして、厚労省から括弧書きの中にあります2案件につきましていとまがないときの場合に該当するというので、暫定的な基準値を策定する。その後で、必要な安全性に関する資料を収集して評価を要請するという説明があったところでございます。

5ページの③、ガイドラインの作成でございます。これにつきましては右にございますように、平成19年度中に微生物の食品健康影響評価指針をつくったところでございます。また、2つ目の○に3つございますけれども、これらについては作成作業を進めているというところでございます。

7ページの半ばぐらいに「4 委員会の行う勧告等」がございます。その②のところはモニタリング関係でございますけれども、平成19年度中、ここにございますように2月と8月にいわゆる評価を行った結果、リスク管理機関にどのような措置が講じられているかを調査いたしました。その結果、特に問題が認められないということでございます。

8ページの中ほどから、第2国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定を行うというのがございます。これにつきましては(2)のところで食品衛生法関係のいろいろ基準等の整備を進めるというのがございます。

右側を見ていただきますと、厚労省におきまして、既存添加物につきまして平成19年8月3日付けで32品目を既存添加物名簿から削除したというのがございます。また、2行下ぐらいに食品添加物に関して7件の指定なり基準改正を行った等々が書かれております。

9ページの中ほどの「第3 情報及び意見の交換の促進(法第13条関係)」につきましては、(2)の右側がよろしいと思います。平成19年度中、委員会及びリスク管理機関が相互に連携をいたしまして、全国各地31回ほど意見交換会を実施したというところでございます。また、一番下の○にございますように、委員会におきましては評価結果に関する審議結果につきまして、123回意見・情報の募集を行ったところでございます。

10ページの一番上、いわゆる厚生労働省、農水省におきまして、合わせて86回意見・情報の募集を行ったというところでございます。

10ページの一番下の「3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント」、その2つ目の○でございますけれども、リスクコミュニケーション専門調査会におきまして、平成19年度、この5課題について調査審議を行ったというところでございます。

11ページ中ほど「第4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等(法第14条関係)」でございます。その右側を見ていただきますと、2つ目の○、平成19年度中には緊急事態は発生しなかったというところでございますが、12月3日に委員会とリスク管理機関合同

の緊急時対応訓練を実施したところでございます。

13 ページ「第 5 関係行政機関の相互の密接な連携（法第 15 条関係）」につきましては、（４）の右側を御覧いただきたいと思います。委員会及びリスク管理機関との連携・政策調整の強化についての申し合わせに基づきまして、関係府省連絡会議なりリスクコミュニケーション担当者会議等々、記載のとおり実施したところでございます。

14 ページ「第 6 試験研究の体制の整備等（法第 16 条関係）」の右側を見ていただきますと、食品安全委員会は、食品健康影響評価技術研究事業を通じまして国立試験研究機関や大学等に対し、研究委託を行いまして、こういうものの研究の推進を行ったということで、ここに記載がございましたように、平成 19 年度中、4 領域 9 課題の研究課題を決定したところでございます。

15 ページの一番上の○には厚労省のことが書いてございます。厚生労働省におきまして、厚生労働科学研究事業を通じまして国立試験研究機関なり大学等の研究者に補助金の交付を行ったというところでございます。

また、農水省におきましては、農林水産研究基本計画に基づきまして技術等の開発を推進しているというところでございます。

17 ページ「第 7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第 17 条関係）」につきましては、（３）の横を見ていただきますと、食品安全委員会においてというのがございます。平成 19 年におきましては、鳥インフルエンザに関する情報の更新を行った外、括弧の中にございますようにホームページを通じて情報提供を行ったところでございます。

18 ページの下の方に「第 8 表示制度の適切な運用の確保等（法第 18 条関係）」というのがございます。右側を見ていただきますと、これは厚生労働省、農水省でございすけれども、食品の表示に関する共同会議におきまして、平成 19 年 3 月、アレルギー表示義務対象品目に「えび」、「かに」を追加する。また、遺伝子組換え食品等につきましては、平成 18 年 11 月にてんさい、平成 19 年 10 月に高リシンを表示対象品目に追加する等々の措置を講じたところでございます。

19 ページの一番下に「3 違反に対する監視、指導及び取締り」がございす。厚生労働省におきましては、食品衛生監視員が一斉取締り、又は食品表示に関する監視を行っているところでございます。

農水省におきましては、地方農政局等に食品全般の表示の監視業務を専門的に担当する職員を配置する。また、食品表示 110 番や食品表示ウォッチャーを通じまして監視を行っているというところでございます。

20 ページは「第 9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第 19 条関係）」で
ございます。右側を見ていただきますと、食品安全委員会は平成 19 年度中、地域における
リスクコミュニケーションを担う人材の育成ということで括弧書きがございしますが、地域
の指導者育成講座、リスクコミュニケーター育成講座等を開催したところでございます。

2 から食育関係でございます。3 の（1）の横を見ていただきますと、最後の○に、食
品安全委員会は昨年 8 月でございしますが、ジュニア食品安全委員会を開催したところでご
ざいます。

（3）の横、文部科学省におきましては、栄養教諭を中核としまして、学校給食の時間
ですとか関連教科等における食育の推進を図ったというところでございます。

最後になりますが、21 ページ「第 10 環境に及ぼす影響の配慮（法第 20 条関係）」と
いうことで、右側を見ていただきますと、農薬取締法で農薬の登録保留基準を設定する。
また、農薬を使用する際に使用者が遵守すべき基準を定める等々の措置を講じているとこ
ろでございます。

最後の段になりますけれども、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改
正が、昨年 6 月に成立したということで、農水省、環境省におきまして、政省令を併せま
して 12 月に施行したということでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がござ
いましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（7）『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 20 年 1 月分）について」、事
務局から報告願います。

○西村勸告広報課長 それでは、資料 7 に基づきまして御報告申し上げます。

平成 20 年 1 月に「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等は全部で 74 件ありました。

内訳としましては、①のところで主にホームページとかメルマガ、刊行物に関するもの
が全部で 13 件ありました。

「② 食品の安全性関係」は主に食品安全委員会でやったリスク評価とかファクトシー
トに関わるものですが、これが 3 件。

あと「③ 食品一般関係」。主にリスク管理関係ですが、これが 56 件。毎回同じですけれども全体の 7、8 割を占めている。1 月には 56 件。

56 件の内訳を見ますと、冷凍ギョウザを中心とした中国産の食品が 1 月 30 日の夕方から入りまして、31 日にかけてまして 2 日間で計 7 件ありました。どんな内容かと申しますと、例えばギョウザに使用されたニラの原料、原産地表示というのは必要なのかとか、食品安全委員会としてその時点で分かっていることがあればすべて教えてほしい。さらには、メタミドホスの妊婦への影響はどうなのか。こういうような問い合わせが全部で 7 件ありました。

2 ページに行っていただきますと、毎回ですけれども、食品の安全性関係でホームページの Q&A に載っているものです。今回はフグの食中毒についての問いがありましたので、それに対する答えをここに用意しておきました。

答えのポイントは、一番上のフグの体内に含まれるテトロドトキシンが主な原因となって食中毒になるというのが 1 つと、第 1 パラグラフの後ろの方ですけれども、死亡率が非常に高く、日本においてはほぼ毎年死者が出ている。

あと、2 つ目の段落に行きますと、フグというのは厚労省の通知によって「食べられる部位」が決まっていて、さらには、フグの処理に関しては都道府県知事等が認める者及び施設に限られているというようなことを、回答の内容としては用意しております。

以上であります。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（８）その他」ですが、事務局から報告事項があると聞いております。よろしくお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 追加資料に基づきまして、食品による薬物中毒事案に関する政府全体の対応状況について御説明を申し上げます。

本資料は、日々更新されているものでございますので、前回御説明した以降の追加事項、変更事項のみ説明ということにさせていただきます。

まず 1 ページ目の「1. 事案の概要」、（１）のアンダーラインの部分でございます。

相談等の事例数は 5,209 ということで前日より 66 名増えておりますが、いずれも有機リン中毒が否定されていると報告を受けているところでございます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。2 月 8 日の政府の対応は「1. 内閣官房・内閣府」というところでございます。関係閣僚会合が開催をされました。その主な議題が、今後の再発防止策について協議をするということでございます。

本件の対応につきましては、問題点といたしまして、保健所における緊急対応の体制、あるいは知事などから厚生労働省への情報伝達に時間を要したこと等が指摘されていることを踏まえまして「ア 情報の一元化・集約体制の強化」というのが検討方針となっております。併せて「イ 輸入加工食品の安全確保策の強化」というものが重要な課題とされております。

その下の「① 食品安全委員会」のところでございますが、ジクロロボスにつきましても科学的知見が取りまとめられましたので、ハザード情報シートとして、同日公開をしております。

以下、関係省庁におきましては、事態の推移に応じた対応が採られているというところでございます。

説明は以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、何か御質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 どうもありがとうございました。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第 226 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、2 月 21 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますのでお知らせいたします。

また、明日 15 日金曜日 14 時から農薬専門調査会幹事会が公開で、引き続き総合評価第二部会が非公開で、来週 18 日月曜日 14 時から遺伝子組換え食品等専門調査会が公開で、15 時から非公開で、19 日火曜日 14 時から農薬専門調査会確認評価第二部会が非公開で、20 日水曜日 10 時からプリオン専門調査会が公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。以上です。